

つがる市建設工事における一抜け方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、つがる市が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）における一抜け方式に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、一抜け方式とは、競争入札の落札者の決定に当たり、中小企業者の過大受注による建設工事等の品質の低下防止や受注機会の均等による地元業者の育成等を目的に、入札公告又は指名通知及び開札が同一日に行われる複数の建設工事の入札において、落札者を決定する建設工事の順位（以下「落札者決定順位」という。）をあらかじめ定めておき、落札者決定順位が上位の建設工事で落札者となった者の他の建設工事における入札書を無効とみなすことにより、落札者を決定する入札方式をいう。

(適用対象)

第3条 一抜け方式の対象となる建設工事は、条件付き一般競争入札で行う予定価格1,000万円以上の建設工事のうち、公告及び開札のいずれも同一日に行う分割発注工事、同種同規模工事及びその他市長が特に必要と認める工事とする。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、落札者決定順位が下位の建設工事において、当該複数の建設工事及び参加可能業者数の状況から一抜け方式による競争入札を行うと参加者が少数になることが予想されるなど、競争性が確保できないおそれがあるときは、一抜け方式による競争入札を採用しないものとする。

(留意事項)

第5条 一抜け方式を採用する場合は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 落札者決定順位は、原則として設計金額の高い順に設定すること。
- (2) 一抜け方式を採用する場合は、あらかじめ入札公告等に明示すること。
- (3) 競争性が確保できる参加数が見込まれること。
- (4) 落札者の決定は、原則として開札順に行うこと。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。